

特定非営利活動法人大富士フットボールクラブ  
スクール規約

(名称)

第1条 本スクールは、「NPO法人大富士FCサッカースクール」と称する。

2 本スクールは、特定非営利活動法人大富士フットボールクラブ(以下「本法人」という。)が管理運営を行うものとする。

(所在地)

第2条 本スクールの所在地は、NPO法人大富士FC事務所 〒418-0006 富士宮市外神に置く。

Eメール：jimukyoku@ohfuji-fc.com

(目的)

第3条 本スクールは、富士宮市民を主とする青少年に対し、主に個人のサッカー選手として求められる丈夫な身体づくり、アジリティ及び技術力の向上に特化したプログラムを実施し、青少年の健全な心身の発達を支援するとともに、富士宮地区全体のサッカーにおける競技力の向上及び地域のスポーツ文化の振興に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本スクールでは、サッカーにおける怪我をしにくい身体づくり、効率的な身体の動かし方を学ぶとともに、サッカーの楽しさや基本動作を指導する幼児から小学2年生までを対象とした土曜スクールと、相手の素早いプレッシャー、狭いエリアの中でも常に顔を上げ、余裕を持ってプレーできる技術の習得を目指し、個人でボールを扱う技術(ボールフィーリング)に特化したトレーニングを重点的に行う平日特化型スクールとで構成する。

(活動日時等)

第5条 本スクールの活動日、活動時間及びコースについては、次のとおりとする。

土曜スクール 対 象：幼児～小学2年生

曜 日：毎週土曜日

時 間：午後3時～午後4時30分

平日特化型スクール 対 象：小学3年生～小学6年生

※小学2年生以下の参加も応相談

※中学生以上の大人等の都度参加も可能

曜 日：原則、毎週火曜日・木曜日

時 間：原則、午後7時～午後8時30分

コース：毎回参加コース/週1参加コース

2 本スクールの具体的な活動日及び活動時間については、本法人が別に定めたスケジュール

ルによるものとする。

3 平日特化型スクールは、グラウンドの予約状況により、曜日及び時間に変更する場合がある。

#### (入会資格)

第6条 本規約を遵守する者で、本スクールの目的を理解、協賛できる保護者の子供とする。

#### (会員)

第7条 本スクールの会員は、4歳以上の幼児及び小学1年生から小学6年生までの児童で構成する。

2 本スクールの会員となるためには、保護者の同意を得たものでなければならない。

#### (入・退会)

第8条 本スクールに入会し、又は退会するときは、本法人に書面をもって入会申込書又は退会届を提出すること。

2 健康に異常・不安のある者は、あらかじめ医師と相談し、医師の診断書を提出すること。

#### (選手登録)

第9条 本スクールの会員は、公益財団法人日本サッカー協会等への選手登録は行わない。

#### (厳守事項)

第10条 会員以外の者で本スクールに参加する未成年者は、必ず保護者の同意を得た上で参加すること。

2 会員及び会員以外の参加者（以下「会員等」という。）は、指導者の指示に従い、マナー及びルールを守ること。

2 会員等は、スクールの秩序を守り、スクールの目的に添うよう努力すること。

3 会員等は、スクール活動の内外を問わず、スポーツマンとして恥ずかしくない行動をとる。

#### (服装及び用具)

第11条 スクール活動中における会員等の服装は、運動のできる服装であれば特に指定はしないが、本法人から指定があった場合は、これに従うこと。

2 スクール活動中における会員等の用具は、安全確保のため、サッカー用のソックス、すね当て及びシューズを着用すること。

#### (保険)

第12条 会員は、原則、入会と同時にスポーツ安全保険に加入しなければならない。ただし、会員以外の者で平日特化型スクールに参加するものの加入は任意とする。

- 2 加入手続は、本法人において行う。
- 3 スポーツ安全保険加入者のスクール活動中における傷害については、同保険の範囲内で保障する。

(送迎)

第13条 スクール会場までの送迎は、原則として会員の保護者等が行う。

(会費等)

第14条 会費は、次のとおりとする。

- (1) 入会金 無料
- (2) 年会費 800円(全学年共通)  
※スポーツ安全保険加入料として
- (3) 月会費 土曜スクール 対象：幼児～小学2年生 1,000円  
平日特化型スクール 対象：<小学生> 毎回参加コース 3,000円  
週1参加コース 2,000円  
<中学生> 1回につき500円  
<高校生以上> 無料

- 3 前項第2号の年会費は、入会時又は毎年度当初の月会費と同じ方法により納めるものとする。
- 4 第1項第3号の月会費は、小学生は2か月に一度(5月、7月、9月、11月、1月、3月)2か月分を一括して、中学生は参加の都度、納めるものとする。

(チーム入会者の取扱い)

第15条 特定非営利活動法人大富士フットボールクラブが管理運営するチーム(大富士フットボールクラブ)に入会している小学3年生(小学2年生以下の参加も応相談)以上の者が平日特化型スクールに入会した場合は、前条及び次条の規定にかかわらず、月会費1,000円で毎回参加コースに参加できるものとし、当該月会費については、別に定めるチーム規約で規定するチーム会費と合わせて納めるものとする。

(会費の支払方法)

- 第16条 本チームの会費は、原則、前納制とし、本法人が指定する方法により納めるものとする。
- 2 幼児及び小学生の月会費は、奇数月の末日までに翌月及び翌々月分を納めるものとする。ただし、年度途中に入会した会員は、入会日の属する月の次の支払月に当該月会費を翌月及び翌々月の月会費と合わせて納めるものとする。

(会費の不還付)

第17条 原則、一旦納入された会費の払い戻しは行わない。

(会費の滞納)

第18条 会員が会費を4か月を超えて滞納した場合、本法人は、その会員に対する指導を停止又は強制的に退会をさせることができる。ただし、事前に本法人に了承を得ている場合はこの限りでない。

(経費)

第19条 本スクールの活動経費は、会費、協賛金その他の収入により運営する。

(除名)

第20条 本スクールの活動に著しく支障を来す者及び公序良俗に反する者は、保護者との面談を経てもなお改善される見込みがないと本法人が判断した場合、本スクールから除名することができる。

2 除名を決定する一切の権限は本法人にあり、それに対しての異議申立てはできず、受け付けない。

(免責事項)

第21条 会員は、本スクールにおける盗難、障害、往復中その他の事故について、本法人に対して何らかの賠償請求をすることはできず、本法人も一切の賠償を行わないものとする。

(個人情報)

第22条 入会時、申込用紙に記載された個人情報は、本スクールの運営・活動に必要な範囲に限り利用できるものとする。また、本スクール参加者が活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は、本法人に帰属するものとし、本スクール広報活動や活動記録のために、公式ホームページやその他の媒体、資料、取材などに使用されることがあることを入会及び参加と同時に承諾したものとする。

(規約の改廃)

第23条 本法人は、必要に応じ、随時本規約の改廃ができるとともに、本規約に定めない事項について細則を定めることができる。

(その他)

第24条 本規約に定めのない事項は、本法人内で協議の上決定する。

附 則

この規約は、令和4年11月1日から施行する。